

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第52号）（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）

児童館及び学童保育所の開館時間を延長するとともに、次のとおり、利用料金の適正化を図ることとしました。

1 開館時間の変更

区 分		改 正 前	改 正 後
児童館	放課後児童健全育成事業以外の事業に係る部分	午前10時から午後5時まで	午前10時から午後6時30分まで
	放課後児童健全育成事業に係る部分	午前10時から午後6時まで	
学 童 保 育 所			

2 放課後児童健全育成事業に関し、児童館及び学童保育所を利用する場合の利用料金の限度額の改定

単 位	改 正 前	改 正 後	
1 月	7,100円	午後6時まで利用することにつき許可を受けた場合	8,700円
		午後6時30分まで利用することにつき許可を受けた場合	9,500円

上記1及び2に係る改正は、平成21年9月1日から施行することとしました。

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第52号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

児童館等の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

開館時間 午前10時から午後6時30分まで

休館日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同

月3日及び12月29日から同月31日まで

第4条第2項中「午後6時」を「午後6時30分」に改める。

第8条第2項を次のように改める。

2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(1) 午後6時まで利用することにつき許可を受けた場合 1月につき8,700円

(2) 午後6時30分まで利用することにつき許可を受けた場合 1月につき9,500円

別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)